

保健事業の実施等に関する指針の改正について

以下の3つの告示について一部改正を行い、本年6月14日に公布。

- ・ 健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件
- ・ 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件

改正の概要

- 平成27年の医療保険制度改革において、個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブの提供について、保険者の努力義務として法律に位置づけ、保健事業の更なる推進を図ることとしたため、指針においても、ヘルスケアポイントの付与等のインセンティブを保険者が提供する上での留意事項等を記載。
- 平成27年7月に「日本健康会議」が発足し、2020年の目標達成に向け、官民を挙げて、先進的な取組の横展開が図られていることを記載。
- その他

適用期日

公布日

○ 健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第三百八号）の一部を改正する件
新 旧 対 照 条 文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針 第一 本指針策定の背景と目的 一 「二十一世紀における国民健康づくり運動（健康日本二十一）」（平成十二年三月三十一日厚生省発健医第百十五号等）を中核とする国民の健康づくりや疾病予防をさらに推進するため、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）が平成十五年五月一日に施行され、同法に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第百四十二号。以下「健康診査等実施指針」という。）が平成十六年六月十四日に公布されたところである。 また、平成二十年四月一日には、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）が施行されたことに伴い、健康診査等実施指針の一部が改正されるとともに、同法に基づく特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成二十年厚生労働省告示第百五十号）等の関連告示が適用され、生活習慣病のうち特に糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症や重症化を予防	健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針 第一 本指針策定の背景と目的 一 「二十一世紀における国民健康づくり運動（健康日本二十一）」（平成十二年三月三十一日厚生省発健医第百十五号等）を中核とする国民の健康づくりや疾病予防をさらに推進するため、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）が平成十五年五月一日に施行され、同法に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第百四十二号。以下「健康診査等実施指針」という。）が平成十六年六月十四日に公布されたところである。 また、平成二十年四月一日には、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）が施行されたことに伴い、健康診査等実施指針の一部が改正されるとともに、同法に基づく特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成二十年厚生労働省告示第百五十号）等の関連告示が適用され、生活習慣病のうち特に糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症や重症化を予防

することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査（以下「特定健康診査」という。）及び保健指導（以下「特定保健指導」という。）の実施が、保険者に対し義務付けられることとなった。 さらに、平成二十五年度からは「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本二十一（第二次））」（平成二十四年厚生労働省告示第百三十号。以下「健康日本二十一（第二次）（一）」という。）が適用され、健康づくりや疾病予防の更なる推進を図ることとされた。 加えて、平成二十八年四月一日には、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）による健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条の改正により、全国健康保険協会管掌健康保険及び組合管掌健康保険の保険者（以下「保険者」という。）は、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者（以下「加入者」という。）の自助努力についての支援その他の加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないこととされた。 本指針は、同条第六項に基づき、健康診査等実施指針と調和を保ちつつ、保険者が加入者を対象として行う特定健康診査及び特定保健指導のほか、同条第一項に規定する健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る加入者の自助努力についての支援その他の加入者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「保健事業」という。）に関して、その効果的かつ効率的な実施を図るため、基本的な考え方を示すものである。	することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査（以下「特定健康診査」という。）及び保健指導（以下「特定保健指導」という。）の実施が、保険者に対し義務付けられることとなった。 さらに、平成二十五年度からは「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本二十一（第二次））」（平成二十四年厚生労働省告示第百三十号。以下「健康日本二十一（第二次）（一）」という。）が適用され、健康づくりや疾病予防の更なる推進を図ることとされた。 本指針は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十条第五項に基づき、健康診査等実施指針と調和を保ちつつ、全国健康保険協会管掌健康保険及び組合管掌健康保険の保険者（以下「保険者」という。）が被保険者及び被扶養者（以下「加入者」という。）を対象として行う特定健康診査及び特定保健指導のほか、同条第一項に規定する健康教育、健康相談、健康診査その他の加入者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「保健事業」という。）
--	---

二 (略) 三 こうした中で、近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）の電子化の進展等により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して加入者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいる。 また、平成二十七年には、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ることを目的として、民間主導の活動体である日本健康会議が発足し、自治体、企業、保険者等における先進的な取組を横展開するため、平成三十二年までの数値目標を定めた「健康なまち・職場づくり宣言二〇二〇」が採択されたところである。 四・五 (略) 第二 保健事業の基本的な考え方 一 保険者の役割の重視 1 (略) 2 保険者は、加入者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施し、その際には職場及び地域の特性にも配慮すること。また、保健事業への参加率が低い傾向にあると考えられる被扶養者や小規模な事業所に使用される被保険者についても、保健事業への参加を促進するため、高齢者の医療の確保に関する法律第百五十七条の二第一項の規定に基づき都道府県ごとに組織される保険者協議会等を活用することなどにより、他の被用者保険の保険者、国民健康保険（以下「国保」という。）の保険者、市	と。いう。）に関して、その効果的かつ効率的な実施を図るため、基本的な考え方を示すものである。 二 (略) 三 こうした中で、近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）の電子化の進展等により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して加入者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいる。 四・五 (略) 第二 保健事業の基本的な考え方 一 保険者の役割の重視 1 (略) 2 保険者は、加入者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施し、その際には職場及び地域の特性にも配慮すること。また、保健事業への参加率が低い傾向にあると考えられる被扶養者や小規模な事業所に使用される被保険者についても、保健事業への参加を促進するため、都道府県ごとに設ける国民健康保険（以下「国保」という。）、全国健康保険協会管掌健康保険及び組合管掌健康保険等の各保険者が協議し、連携する場合（以下「保険者協議会」という。）等を活用することなどにより、他の
--	--

町村及び地域産業保健センターと連携するなどの工夫をするこ と。 二 3 (略) 二 3 (略) 第三 保健事業の内容 一 3 (略) 一 3 (略) 七 健康管理及び疾病の予防に係る加入者の自助努力についての支 援 1 健康管理及び疾病の予防に係る加入者の自助努力についての支 援は、加入者の健康づくりに向けた意識や行動の変容を図る ことを目的として、加入者がそれぞれの年齢や健康状態等に 応じ、健康づくりの取組を開始するきっかけや継続するための支 援等として実施するものである。当該支援を実施する場合には 、個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する 取組に係るガイドライン（平成二十八年五月十八日保発第一号 厚生労働省保険局長通知）も踏まえつつ、当該目的に照らして 、当該支援が真に効果的であるかについて定期的に評価しなが ら行うこと。 2 当該支援の実施に当たっては、必要な医療を受けるべき加入 者の医療機関への受診抑制を招き、これにより症状が重症化す ること等がないよう、十分に留意すること。	被用者保険の保険者、国保の保険者、市町村及び地域産業保健 センターと連携するなどの工夫をすること。 二 3 (略) 二 3 (略) 第三 保健事業の内容 一 3 (略) 一 3 (略)
---	--

○ 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第三百七号）の一部を改正する件
 新旧対照条文
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針 第一 本指針策定の背景と目的 一 「二十一世紀における国民健康づくり運動（健康日本二十一）」（平成十二年三月三十一日厚生省発健医第百十五号等）を中核とする国民の健康づくりや疾病予防をさらに推進するため、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）が平成十五年五月一日に施行され、同法に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第百四十二号。以下「健康診査等実施指針」という。）が平成十六年六月十四日に公布されたところである。 また、平成二十年四月一日には、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）が施行されたことに伴い、健康診査等実施指針の一部が改正されるとともに、同法に基づく特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成二十年厚生労働省告示第百五十号）等の関連告示が適用され、生活習慣病のうち特に糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症や重症化を予防	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針 第一 本指針策定の背景と目的 一 「二十一世紀における国民健康づくり運動（健康日本二十一）」（平成十二年三月三十一日厚生省発健医第百十五号等）を中核とする国民の健康づくりや疾病予防をさらに推進するため、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）が平成十五年五月一日に施行され、同法に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第百四十二号。以下「健康診査等実施指針」という。）が平成十六年六月十四日に公布されたところである。 また、平成二十年四月一日には、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）が施行されたことに伴い、健康診査等実施指針の一部が改正されるとともに、同法に基づく特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成二十年厚生労働省告示第百五十号）等の関連告示が適用され、生活習慣病のうち特に糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症や重症化を予防

することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査（以下「特定健康診査」という。）及び保健指導（以下「特定保健指導」という。）の実施が、保険者に対し義務付けられることとなった。 さらに、平成二十五年度からは「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本二十一（第二次））」（平成二十四年厚生労働省告示第百三十号。以下「健康日本二十一（第二次）（一）」という。）が適用され、健康づくりや疾病予防の更なる推進を図ることとされた。 加えて、平成二十八年四月一日には、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）による国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十二条の改正により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合（以下「保険者」という。）は、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならないこととされた。 本指針は、同条第五項に基づき、健康診査等実施指針と調和を保ちつつ、保険者が行う特定健康診査及び特定保健指導のほか、同条第一項に規定する健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「保健事業」という。）に関して、その効果的かつ効率的な実施を図るため、基本的な考え方を示すものである。	することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査（以下「特定健康診査」という。）及び保健指導（以下「特定保健指導」という。）の実施が、保険者に対し義務付けられることとなった。 さらに、平成二十五年度からは「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本二十一（第二次））」（平成二十四年厚生労働省告示第百三十号。以下「健康日本二十一（第二次）（一）」という。）が適用され、健康づくりや疾病予防の更なる推進を図ることとされた。 本指針は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十二条第四項に基づき、健康診査等実施指針と調和を保ちつつ、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合（以下「保険者」という。）が行う特定健康診査及び特定保健指導のほか、同条第一項に規定する健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「保健事業」という。）に関して、その効果的かつ効率的な実施を図るため、基本的な考え方を示すものである。
---	---

二 (略) 三 こうした中で、近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）の電子化の進展等により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいる。 また、平成二十七年には、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ることを目的として、民間主導の活動体である日本健康会議が発足し、自治体、企業、保険者等における先進的な取組を横展開するため、平成三十二年までの数値目標を定めた「健康なまち・職場づくり宣言二〇二〇」が採択されたところである。 四・五 (略) 第二 保健事業の基本的な考え方 一 保険者の役割の重視 1 (略) 2 保険者は、被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施し、その際には地域の特性にも配慮すること。また、保健事業への参加率が低い傾向にあると考えられる地域の住民たる被用者保険の被保険者及び被扶養者についても、保健事業への参加を促進するため、高齢者の医療の確保に関する法律第五百十七条の二第一項の規定に基づき都道府県ごとに組織される保険者協議会等を活用することなどにより他の医療保険者及び地域産業保健センターと連携するなどの工夫をすること。 3 (略)	二 (略) 三 こうした中で、近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）の電子化の進展等により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいる。 四・五 (略) 第二 保健事業の基本的な考え方 一 保険者の役割の重視 1 (略) 2 保険者は、被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施し、その際には地域の特性にも配慮すること。また、保健事業への参加率が低い傾向にあると考えられる地域の住民たる被用者保険の被保険者及び被扶養者についても、保健事業への参加を促進するため、都道府県ごとに設ける国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険及び組合管掌健康保険等の各保険者が協議し、連携する場（以下「保険者協議会」という。）等を活用することなどにより他の医療保険者及び地域産業保健センターと連携するなどの工夫をすること。 3 (略)
--	---

二〇六 (略) 第三 保健事業の内容 一〇六 (略) 七 健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援 1 健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援は、被保険者の健康づくりに向けた意識や行動の変容を図ることを目的として、被保険者がそれぞれの年齢や健康状態等に応じ、健康づくりの取組を開始するきっかけや継続するための支援等として実施するものである。当該支援を実施する場合には、個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン（平成二十八年五月十八日保発第一号厚生労働省保険局長通知）も踏まえつつ、当該目的に照らして、当該支援が真に効果的であるかについて定期的に評価しながら行うこと。 2 当該支援の実施に当たっては、必要な医療を受けるべき被保険者の医療機関への受診抑制を招き、これにより症状が重症化する^二こと等がないよう、十分に留意すること。	二〇六 (略) 第三 保健事業の内容 一〇六 (略)
---	---

○ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成二十六年厚生労働省告示第四百十一号）の一部を改正する件

新 旧 対 照 条 文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針 第一 本指針策定の背景と目的 一 「二十一世紀における国民健康づくり運動（健康日本二十一）」（平成十二年三月三十一日厚生省発健医第百十五号等）を中核とする国民の健康づくりや疾病予防をさらに推進するため、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）が平成十五年五月一日に施行され、同法に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第二百四十二号。以下「健康診査等実施指針」という。）が平成十六年六月十四日に公布されたところである。 また、平成二十年四月一日には、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）が施行されたことに伴い、健康診査等実施指針の一部が改正されるところに、法第百二十五条第一項の規定に基づき、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針 第一 本指針策定の背景と目的 一 「二十一世紀における国民健康づくり運動（健康日本二十一）」（平成十二年三月三十一日厚生省発健医第百十五号等）を中核とする国民の健康づくりや疾病予防をさらに推進するため、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）が平成十五年五月一日に施行され、同法に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第二百四十二号。以下「健康診査等実施指針」という。）が平成十六年六月十四日に公布されたところである。 また、平成二十年四月一日には、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）が施行されたことに伴い、健康診査等実施指針の一部が改正されるところに、同法第百二十五条第一項の規定に基づき、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「保健事業」

を行うように努めなければならないこととされた。 さらに、平成二十五年度からは「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本二十一（第二次））」（平成二十四年厚生労働省告示第四百三十号。以下「健康日本二十一（第二次）」という。）が適用され、健康づくりや疾病予防の更なる推進を図ることとされた。 加えて、平成二十八年四月一日には、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）による法第百二十五条の改正により、広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「保健事業」という。）を行うように努めなければならないこととされた。 本指針は、同条第五項に基づき、健康診査等実施指針及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に基づく介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十七年厚生労働省告示第七十号）と調和を保ちつつ、広域連合が行う保健事業に関して、その効果的かつ効率的な実施を図るため、基本的な考え方を示すものである。 二 （略） 三 こうした中で、近年、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）の電子化の進展等により、広域連合が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいる。	という。）を行うように努めなければならないこととされた。 さらに、平成二十五年度からは「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本二十一（第二次））」（平成二十四年厚生労働省告示第四百三十号。以下「健康日本二十一（第二次）」という。）が適用され、健康づくりや疾病予防の更なる推進を図ることとされた。 本指針は、同条第三項に基づき、健康診査等実施指針と調和を保ちつつ、広域連合が行う保健事業に関して、その効果的かつ効率的な実施を図るため、基本的な考え方を示すものである。 二 （略） 三 こうした中で、近年、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）の電子化の進展等により、広域連合が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいる。
---	---

また、平成二十七年には、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ることを目的として、民間主導の活動体である日本健康会議が発足し、自治体、企業、保険者等における先進的な取組を横展開するため、平成三十二年までの数値目標を定めた「健康なまち・職場づくり宣言」二〇二〇」が採択されたところである。

四・五（略）

第二 保健事業の基本的な考え方

一 広域連合の役割の重視

- 1（略）
- 2 広域連合は、被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施し、その際には地域の特性にも配慮するとともに、必要に応じ、法第五十七条の二第一項の規定に基づき都道府県ごとに組織される保険者協議会等を活用することなどにより国民健康保険の保険者、被用者保険の保険者、市町村等と連携するなどの工夫をすること。

3（略）

- 4 広域連合が保健事業を行う際には、国民健康保険及び介護保険の保険者である市町村と共同して事業を実施することとし、これにより、被保険者が年齢に応じた保健事業を必要に応じて受けられる機会を確保すること。特に、高齢期においては、医療と介護の連携の必要性が高いことから、介護保険法第一百五条の四十五第一項及び第二項の規定による地域支援事業（以下「地域支援事業」という。）との連携を図ること。

四・五（略）

第二 保健事業の基本的な考え方

一 広域連合の役割の重視

- 1（略）
- 2 広域連合は、被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施し、その際には地域の特性にも配慮するとともに、必要に応じ、都道府県ごとに設ける国民健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険及び組合管掌健康保険の保険者等が協議し、連携する場（以下「保険者協議会」という。）等を活用することなどにより国民健康保険の保険者、被用者保険の保険者、市町村等と連携するなどの工夫をすること。

3（略）

- 4 広域連合が保健事業を行う際には、国民健康保険及び介護保険の保険者である市町村と共同して事業を実施することとし、これにより、被保険者が年齢に応じた保健事業を必要に応じて受けられる機会を確保すること。

二〇四（略）

五 地域の特性に応じた事業運営

1・2（略）

- 3 地域の関係者が連携、協力して健康づくりを行うとの観点から、地域の特性の分析や、それに応じた課題に対する保健事業の企画及び実施に当たっては、健康増進法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）等に基づく地域における他の保健事業や地域支援事業等と積極的に連携及び協力を図るとともに、他の保険者や被用者保険の保険者等とも連携、協力すること。

4（略）

第三 保健事業の内容

（略）

一〇六（略）

七 健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援

- 1 健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援は、被保険者の健康づくりに向けた意識や行動の変容を図ることを目的として、被保険者がそれぞれの年齢や健康状態等に応じ、健康づくりの取組を開始するきっかけや継続するための支援等として実施するものである。当該支援を実施する場合には、個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン（平成二十八年五月十八日保発第一号厚生労働省保険局長通知）も踏まえつつ、当該目的に照

二〇四（略）

五 地域の特性に応じた事業運営

1・2（略）

- 3 地域の関係者が連携、協力して健康づくりを行うとの観点から、地域の特性の分析や、それに応じた課題に対する保健事業の企画及び実施に当たっては、健康増進法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）等に基づく地域における他の保健事業や介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に基づく事業と積極的に連携及び協力を図るとともに、他の保険者や被用者保険の保険者等とも連携、協力すること。

4（略）

第三 保健事業の内容

（略）

一〇六（略）

らして、当該支援が真に効果的であるかについて定期的に評価
しながら行うこと。

2 当該支援の実施に当たっては、必要な医療を受けるべき被保
険者の医療機関への受診抑制を招き、これにより症状が重症化
すること等がないよう、十分に留意すること。